

まほろば「あいサポート運動」運営方針

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 あいサポーター（第3条・第4条）
- 第3章 あいサポート企業等（第5条～第9条）
- 第4章 あいサポーター研修、あいサポートメッセンジャー及びあいサポーターキッズ学習（第10条～第20条）
- 第5章 雑則（第21条・第22条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この運営方針は、奈良県において、障害の有無にかかわらず、県民が互いに支え合い、尊重し合いながら、共に生きる社会（共生社会）を築くこと及び障害のある人が障害のない人と同じように社会参加できることが重要であり、そのためには、県民の理解、共感及び協力が不可欠であり、行政が広く啓発していくことが求められているとの認識のもと、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指すため、まほろば「あいサポート運動」（以下「あいサポート運動」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この運営方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

（1） あいサポート運動

県民が、多様な障害の特性の理解に努め、障害のある人に温かく接するとともに、障害のある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動をいう。

（2） あいサポーター

あいサポート運動を実践するため、奈良県からあいサポートバッジ等の交付を受けた者をいう。

（3） あいサポートバッジ等

あいサポートバッジ（あいサポート運動を象徴するバッジであって、別記の形状のものをいう。以下同じ。）、あいサポートキッズストラップ（あいサポート運動を象徴する主にキッズ用ストラップであって、別記の形状のものをいう。以下「ストラップ」という。）及び障害の主な特性や必要な配慮などをまとめたパンフレット（以下「パンフレット」という。）をいう。

（4） あいサポート企業等

あいサポート運動を取り組むものとして奈良県が認定した企業又は団体（企業以外の法人並びに団体のうち規約及び代表者を定めたものをいう。以下同じ。）をいう。

（5） あいサポーター研修

受講を希望する者を対象として、原則として奈良県及びあいサポートメッセンジャーが行う障害の特性、障害のある人への必要な配慮等の理解を促進するための研修であって、あいサポート運動に関する説明を含めるものをいう。

（6） あいサポートメッセンジャー

あいサポーターであって、あいサポーター研修を企画し、及び実施するものとして奈良県が登録した者をいう。

（7） あいサポートメッセンジャー読本

あいサポートメッセンジャーがあいサポーター研修を企画し、及び実施するための要領をいう。

（8） 「あいサポート運動」推進協議会

あいサポート運動の実施にあたり、運動推進のための取組等に関する協議を行うために設置する組織をいう。

(9) あいサポーターキッズ学習

小中学生（主に小学4年生）を対象として、障害のある人への必要な配慮や障害に関するマーク等の学習であって、あいサポート運動に関する説明を含めるものをいう。

第2章 あいサポーター

(あいサポートバッジ及びストラップ等の交付)

第3条 奈良県は、次に該当する者に対し、あいサポートバッジ等を交付する。

- (1) あいサポーター研修を受けた者
 - (2) 各種講演会、イベント等に参加してまほるば「あいサポート運動」に関する説明等を受けた者
 - (3) あいサポートバッジ等に係る交付申込書を提出した者
 - (4) あいサポーターキッズ学習を受けた者
- 2 前項第3号の交付申込書（以下「あいサポートバッジ等交付申込書」という。）には、少なくとも申込者の住所及び氏名の項目を含めるものとする。

(あいサポーターの役割)

第4条 あいサポーターは、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) パンフレット等を使用し、障害の特性、障害のある人への必要な配慮等を理解すること。
- (2) 障害のある者が困っているときに、「ちょっとした手助け」を行うこと。
- (3) あいサポートバッジ等を着用し、障害のある者が気軽に手助けを求められるように配慮すること。
- (4) あいサポート運動を周知すること。

第3章 あいサポート企業等

(あいサポート企業等の要件)

第5条 あいサポート企業等は、職員又は構成員（以下「職員等」という。）を対象としたあいサポーター研修に取り組むとともに、原則として次の各号に掲げる取組みのいずれかに努める企業又は団体（以下「企業等」という。）でなければならない。

- (1) 職員等を対象としたあいサポートバッジの着用の推奨
 - (2) 職員等にパンフレットを読むことの推奨
 - (3) 事務所、店舗等へのチラシ等の掲示
 - (4) 当該企業等が作成する広報物、ホームページ等における、あいサポート運動に関する当該企業等の取組み状況の掲載
 - (5) 当該企業等が作成する機関誌等における、職員等の障害者に対する取組みの紹介
 - (6) 職員等へのあいサポーター研修受講を推奨
 - (7) 障害に関するイベントや啓発活動等を当該企業等のホームページ等に掲載し、職員及び関係者へ周知啓発及びイベントへの参加協力
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、当該企業等において、あいサポート運動の理念の普及促進が図られると認められる独自の取組みの実施
- 2 前項の企業等は、次のいずれかを一の単位とする。
- (1) 当該企業等の全部又は一部の事業所をまとめたもの
 - (2) 当該企業等の各事業所

(あいサポート企業等の認定)

第6条 あいサポート企業等の認定は、前条第1項に規定する企業等が同条第2項に規定する単位ごとに奈良県に申請書を提出して行う。

- 2 前項の申請書（以下「あいサポート企業等認定申請書」という。）には、少なくとも次に掲げる項目を含めるものとする。

- (1) 企業等の名称及び所在地
- (2) 代表者の職氏名
- (3) 事業内容
- (4) 職員等の数
- (5) 担当者の職氏名及び電話番号等の連絡先
- (6) あいサポート企業等として取り組む予定の内容

3 奈良県は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、あいサポート企業等の認定を行わないことができる。

- (1) 申請する企業等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団であるとき。
- (2) 申請する企業等の活動が法令等に違反するもの、公序良俗に違反するものその他社会的な信頼性を損なう恐れのあるものであるとき。

4 奈良県は、あいサポート企業等の認定を行ったときは、申請者に対し、認定証を交付するものとする。

5 前項の認定証には、少なくとも次に掲げる項目を含めるものとする。

- (1) 企業等の名称
- (2) 企業等の所在地
- (3) 認定番号

（あいサポート企業等の変更の届出）

第7条 あいサポート企業等は、申請内容に変更が生じた場合であって、認定の要件に影響を及ぼす場合は、当該変更を奈良県に届けなければならない。

（あいサポート企業等の取組状況の報告）

第8条 あいサポート企業等は、あいサポート企業等としての取組状況について、奈良県に対し、報告するよう努めるものとする。

（認定の取消し）

第9条 奈良県は、あいサポート企業等が第5条に規定する要件を欠くと認める場合及び第6条第3項各号に該当すると認める場合は、あいサポート企業等の認定を取り消すことができる。

2 奈良県は、前項の規定により認定の取消しをしようとする場合は、あらかじめ理由を付して当該あいサポート企業等にその旨を通知する。

3 前項の通知を受け取ったあいサポート企業等は、通知を受けとった日から起算して30日以内に、奈良県に対し、文書により異議がある旨の意見を述べることができる。

4 奈良県は、前項に規定する意見の申出を受けたときには、当該意見の事実を確認するため、調査を実施する。

5 奈良県は、第2項の通知を発出した日の翌日から起算して30日以内に当該あいサポート企業等から第3項の規定に基づく意見の申出がない場合又は前項の規定による調査の結果により認定の取消しが適当と判断したときは、その旨を通知し、当該あいサポート企業等の認定を取り消す。

6 前項の規定によりあいサポート企業等の認定を取り消された企業等は、認定証を返納しなければならない。

第4章 あいサポーター研修、あいサポートメッセンジャー及びあいサポーターキッズ学習

（あいサポーター研修の実施）

第10条 あいサポーター研修は、あいサポーター研修の実施を希望する者の申込みにより、又はあいサポートメッセンジャーが企画するところにより、実施する。

（申込みによるあいサポーター研修の実施）

第11条 あいサポーター研修の実施を希望する者は、奈良県に申込書を提出するものとする。

2 前項の申込書（以下「あいサポーター研修申込書」という。）には、少なくとも次に掲げる事項を含めるものとする。

- (1) 研修会の名称
- (2) あいサポーター研修の希望日時
- (3) 研修会の主催者
- (4) 研修会の場所
- (5) あいサポーター研修の対象者及び人数
- (6) 担当者の氏名及び電話番号等の連絡先
- (7) 当該あいサポーター研修に係る報道機関への情報提供及びホームページでの情報提供の可否

3 奈良県は、あいサポーター研修申込書の提出を受けた場合は、研修日時等を調整し、あいサポートメッセージャーに対し、あいサポーター研修の実施を依頼することができる。

（あいサポーター研修の内容）

第12条 あいサポーター研修の内容は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、受講者の都合によっては、その一部を実施しないこと又は別の方法に代えることができる。

- (1) あいサポート運動に関する説明
- (2) 障害の特性、障害のある者への必要な配慮等の理解を促進するためのDVDの視聴
- (3) 簡単な手話講座

（あいサポーター研修に係る用品及び費用）

第13条 奈良県は、あいサポーター研修を受講する者に対し、あいサポートバッジ等を交付するとともに、あいサポーター研修に必要な用品を交付することができる。

2 前項のあいサポートバッジ等及びあいサポーター研修に必要な用品に係る費用は、奈良県の負担とする。

（あいサポーター研修の実施報告）

第14条 あいサポートメッセージャーは、第11条第2項の規定に基づき、あいサポーター研修を実施した場合及び自らの企画によりあいサポーター研修を実施した場合は、原則として実施した月の翌月の7日までに、奈良県に対し報告書を提出するものとする。

2 前項の報告書には、少なくとも次に掲げる項目を含めるものとする。

- (1) あいサポートメッセージャーの氏名、住所及び登録番号
- (2) あいサポーター研修の実施日時
- (3) あいサポーター研修を受講した者の人数及びそのうちあいサポートバッジを新規に配布した人数

（あいサポートメッセージャーの養成）

第15条 奈良県は、あいサポートメッセージャーを養成するため、あいサポートメッセージャー養成研修を行う。

（あいサポートメッセージャー養成研修の内容）

第16条 あいサポートメッセージャー養成研修の内容は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) あいサポート運動に関する説明
- (2) 障害の特性、障害のある者への必要な配慮等の理解を促進するためのDVDの視聴
- (3) あいサポートメッセージャー読本の説明
- (4) 手話の実習

（あいサポートメッセージャーの登録）

第17条 奈良県は、あいサポートメッセージャー養成研修の修了者に対し、修了証を交付するとともに、あいサポートメッセージャーとして登録する。

2 前項の修了証には、氏名及び登録番号を記載するものとする。

(あいサポーターキッズ学習の実施)

第18条 あいサポーターキッズ学習は、県内小中学校等からの申出により、県が企画し、実施する。

(あいサポーターキッズ学習の内容)

第19条 あいサポーターキッズ学習の内容は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、実施する学校との打ち合わせによっては、その一部を実施しないこと又は別の方法に代えることができる。

- (1) 「あいサポート運動」の説明、映像視聴
- (2) 「障害」についての説明
- (3) 「心のバリアフリー」についての説明
- (4) 障害に関するマークの説明、クイズ
- (5) 簡単な手話体験
- (6) 学習の振り返りアンケート

(あいサポーターキッズ学習に係る用品及び費用)

第20条 奈良県は、あいサポーターキッズ学習を受けた者に対し、ストラップ等を交付するとともに、あいサポーターキッズ学習に必要な用品を交付することができる。

2 前項のストラップ等及びあいサポーターキッズ学習に必要な用品に係る費用は、奈良県の負担とする。

第5章 雑則

(庶務)

第21条 「あいサポート運動」の推進に係る庶務は、奈良県福祉医療部障害福祉課において行う。

(雑則)

第22条 この運営方針に定めるもののほか、あいサポート運動の推進に関し必要な事項は、奈良県福祉医療部障害福祉課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月6日（以下「施行日」という。）から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記（第2条関係）

あいサポートバッジの形状



(1) 寸法

ア 縦 22 ミリメートル

イ 横 24 ミリメートル

(2) 彩色

ア 前方の図形 橙色

イ 後方の図形 白色

ウ 文字 白色又はそれに準じた色

エ 図形の線 前後の図形が判別できる色

あいサポートキッズストラップの形状



(1) 寸法

ア 縦 37.5 ミリメートル

イ 横 40 ミリメートル

(2) 材質

ひのき(シリコン塗装)